

税金

住民課税務担当 ☎ 83-2190

□ 町民税・都民税申告受付は住民課

勤務先から年末調整された給与支払報告書が提出されている人、税務署へ確定申告書を提出された人を除いて、給与所得、年金所得及びその他の所得がある方は、町民税・都民税の申告が必要となります。また、住民税において生命保険料控除などの所得控除を受けるためには控除証明書等が必要となります。詳しくは住民課税務担当へ

□ 固定資産税（土地・家屋・償却）

●住宅用地の変更申告は

固定資産税（土地）については、所有されている土地の現況で課税されます。

住宅用地以外から住宅用地へ、または住宅用地から住宅用地以外などへ利用状況の変更があった場合は、町へ申告してください。住宅用地の場合は、税制上の優遇措置が受けられます。

●家屋を新築・増改築したときは

家屋を新築または増改築した場合は、固定資産税のもととなる評価額を算出するため、建物の外回りや内部などを拝見する家屋調査を行っています。

調査員は「固定資産評価補助員証」を携帯し、原則として2人1組で調査に伺っています。家屋が完成した人は、都合の良い日をご連絡ください。

●家屋を取り壊したときは

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、家屋の所在地、所有者の住所、氏名を住民課税務担当までご連絡ください。なお、登記されていた家屋は、登記所へ滅失登記の申請を行ってください。

●償却資産の申告は

法人ならびに個人で事業をされている方は、所有している機械、設備または備品などの減価償却資産の内容を、毎年1月31日までに申告してください。

□ 町税についての相談は住民課

課税の根拠などについては、住民課へ

□ 都税についての相談は八王子都税事務所

八王子都税事務所 ☎ 042-644-1111
青梅都税支所 ☎ 22-1152

八王子都税事務所では、事業税、不動産取得税、自動車税などの都税に関する申告および納税について、随時相談に応じています。

□ 国税についての相談は青梅税務署

青梅税務署 ☎ 22-3185

青梅税務署では、所得税、相続税、消費税などの国税に関する申告および納税について、随時相談に応じています。

□ 町税納入は指定金融機関で

町税は、役場および出張所のほか、町内の農協、信用金庫、郵便局でも納められます。

町外で納める場合は、納税通知書に記載されている銀行などの本・支店で取扱います。

納付する手間が省け、納め忘れのない、便利な口座振替制度を設けています。手続きは、金融機関の窓口へ。

□ □座振替のできる金融機関等

西東京農業協同組合・青梅信用金庫・りそな銀行・郵便局

□ 町税などを納められる金融機関

指定金融機関	西東京農業協同組合
町収納代理金融機関	りそな銀行 埼玉りそな銀行 青梅信用金庫 みずほ銀行 東京都民銀行（平成30年5月1日から きらぼし銀行） 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 東京都信用農業協同組合連合会 多摩信用金庫 西武信用金庫 関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局 （納期限内に限る）

□ □座振替のご案内

申込方法	納税者本人名義の預貯金通帳・通帳の登録印・納税通知書を持って直接金融機関などの窓口へ。（承諾を得た場合には、納税者本人以外の口座でも口座振替ができます） ※申込書は町内各金融機関の窓口にあります。
対象税目	町民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※詳しくは住民課税務担当 ☎83-2190

